

昭和四十四年四月十五日 第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

(定価一冊二百円(送料を含む))

受

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日またはその翌日)

目次

- ◇告示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
豚等の移入を禁止する区域
土地改良区の合併の認可
道路の位置の指定
- ◇公安告示 交通整理用自動信号機の設置場所

名	称	所	在	地	診療科	名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
医療法人	十字会野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四の一			内科、外科、眼科、小児科、整形外科、皮膚泌尿器科	理事長 野島鉄之助	昭和四十年十二月二十八日	乙表点數表	
遼勝全快堂	薬局	米子市茶町七二				主税 昭和四十一年二月十三日			

鳥取県告示第八十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として松山市及び神戸市を指定する。

昭和四十一年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告

示

鳥取県告示第八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十四日付け米子市下新印一〇〇番地等敷限土地改良区設立委員 種子精一ほか二十七人の者から申請のあつた敷限井手土地改良区と豊田井手土地改良区が合併して箕敷限土地改良区を設立することについては、昭和四十一年三月一日認可したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年三月一日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 合併により設立する土地改良区
箕蚊屋土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
蚊屋井手土地改良区
豊田井手土地改良区

鳥取県告示第九十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市旗ヶ崎 六五九番地 井上光太郎	米子市旗ヶ崎字不明山跡 六二八番一四 六二八番一三 六二九番二一 六二九番二二 六二九番二三 六二九番二四 六二九番二一 六二九番二二 六二九番二三	幅員 四メートル 延長 九三・八メートル
	地先農道	
	地先農道	
	地先農道	
	地先農道	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第二項の規定に基づき、交通整理用自動信号機を次の場所に設置する。

昭和四十一年三月一日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

設置場所

一般国道五十三号線、県道鳥取野倉古線及び市道今町線判所線の結合点である鳥取市今町一丁目六番地地先十字路